

## **[事案 29-27] 新契約無効請求**

・平成 29 年 11 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険料や払込期間を途中で変更できると募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 10 月に契約した終身保険について、募集人からは、保険料や払込期間を途中で変更できると説明されたが、その説明が誤っていたことから、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、保険料払込期間を変更できるとの説明はしていない。
- (2)保険料払込期間を 60 歳までとして再提案した経緯については、あくまで申立人夫妻の「保険料を抑えたい、配偶者の保障を重視したい」との要望を受けて設計したものであり、契約成立後に保険料払込期間を変更することを前提とした案内ではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を確認するため、申立人、申立人配偶者および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約時、申立人は、保険料および払込期間を後に変更することができると誤認していたと認められるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、裁定手続を終了した。